

平成17年度

筑波大学法科大学院

〔ビジネス科学研究科法曹専攻〕

(専門職学位課程) 入学試験

論文試験問題

受験番号	氏名

<注意>

この論文試験問題における新聞記事、著書及び問題を無断で転載・複写すること、また体裁を変更するなどしてホームページ等で公開することを固く禁じます。

結婚しない「パートナー関係」

「破棄の責任問えぬ」

最高裁 慰謝料請求認めず

子供はもうけたが、互いに束縛しないよう法律上の結婚はせず、住まいも世帯も別にして好きなときに行き来する。こんな関係にあった男女の片方が一方的に別れを告げた場合、もう一方は慰謝料を請求できるかが争われた訴訟の上告審判決が18日おつた。最高裁第一小法廷は横尾和子裁判長は「婚姻もこれに準じるもの(内縁)と同じように法的に保護する必要は認められない」と指摘。一方の意思で関係が解消されたとしても当事者に法的義務は発生しない、との初判断を示した。当事者の男女は自分たちの関係について「パートナーシップ」などと呼び、新たな男女関係のあり方としてマスコミでも紹介されていた。結婚後が多様化する中で、最高裁の判断は法的な関係の指針を示したものと注目される。

原告は大学教員の女性(47)、被告は会社員の男性(49)。一、二審判決によつて、2人は88年以来、合意の上で「パートナーシップ」の関係を維持してきた。互いの家の合鍵を持ちあつてはなぐ、共有する財産もなかった。

男性の希望で、子をもち、結婚するつもりが、一時的に婚姻届を出したが、すぐに解消。養育費は、すべて男性側がもつたことになっていた。

その後、男性は知り合つた別の女性との結婚を考へるようになり、01年に関係解消を通告したため、女性は慰謝料を求めて提訴。一審は「関係の継続は強制できない」と請求を棄却したが、二審は「女性は関係継続の期待を裏切られた」として100万円の賠償を命じ、男性側が上告していた。

上告審判決で同小法廷は、2人は共同生活をしたことが全くない▽双方がこつた関係を将来にわたつて続けることまで合意していた形跡はない▽などと指摘。「一方的に関係を解消されたことと不満を抱くことは理解できるが、それをもつて慰謝料請求権が発生する不法行為とは評価できない」と認定した。

上掲の新聞記事を読んで、次の小問に答えなさい。

- (1) 現代社会においては自己決定に基づくライフスタイルの確立が声高に主張されているが、ここに登場する女性の請求はこのような主張と矛盾するか。矛盾すると思った場合の根拠と矛盾しないと考えた場合の根拠を併記したうえで、私見を開陳しなさい。
- (2) 男性・女性のライフスタイルの尊重と2人の子の保護との均衡を最高裁はどのように評価しているのかについて述べ、併せて私見を開陳しなさい。

問題 Ⅱ

著作権関係の事情があるため、原文を掲載できません。

(ゲーテ『ファウスト』1968行-1980行(高橋義孝訳))

以上は、ゲーテの『ファウスト』の中の一部である。

- (1) これを読んで、法律学に関してメフィストーフェレスが言わんとしている論点を要約しなさい。
- (2) そのうえで、それらの論点について、具体的な例をあげて反論しなさい。

問題 Ⅲ

「1」あなたが、A市のマンションに引っ越してきて1カ月くらい経ったころ、夜中の3時ころに、同じ階か別の階かはわからないが近くの号室から子供の激しく泣く声がして目が覚めたとします。

- (1) あなたの心の中に起こる気持ちはどのようなものか、葛藤があるとしたらそれはどのようなものかを、整理して書きなさい。
- (2) その晩、あなたがとられると思われる行動について記述しなさい。

「2」虐待から子供を守るための公権力の介入のあり方について、自由に自分の考えを述べなさい。